

政令第二百九十四号

関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の規定に基づき、この政令を制定する。

関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第五百十三号）の一部を次のように改正する。

別表期間の欄中「平成二一年四月一日から同年九月三〇日まで」を「平成二一年一月一日から平成二一年三月三十一日まで」に改め、同表数量の欄中「三八、九 トン」を「八一、一 トン」に、「二、八七、一 トン」を「二、一三八、三 トン」に、「三八、四 トン」を「三八、二 トン」に、「八二、五 トン」を「八三、四 トン」に、「三〇五、六 トン」を「二四一、 トン」に、「八四、二 トン」を「七九、三 トン」に改める。

附 則

この政令は、平成二十年十月一日から施行する。